

出生後休業支援給付金と育児時短就業給付金

令和7年4月から

①出生後休業支援給付金

支給要件

- ① 対象期間(父親、子が養子:出産(予定)後8週間以内。母親:産後休業後8週間以内)に
- ② 父親、母親とも14日以上の育児休業取得

※配偶者の育児休業を要件としない場合あり(無業者やフリーランス、産後休業中等)

支給額

= 休業開始時賃金日額×休業期間日数(MAX28日間×13%)

②育児時短就業給付金

支給要件

- ① 2歳未満の子を養育
- ② 育児時短就業をする雇用保険の被保険者
- ③ 育休から引き続いて時短勤務 or 時短勤務開始前2年間に被保険者期間12月



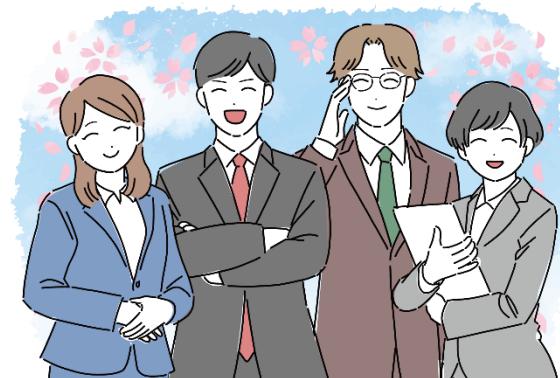
- (1) 初日～末日まで雇用保険被保険者 (2) 1週間あたりの所定労働時間短縮就業がある月
- (3) 初日～末日まで育休or介休給付受けていない月 (4) 高年齢雇用継続給付対象月となっていない月

支給額

= 育児時短就業中賃金×10%(MAX)

<事務所より>

来年度(4月)からの年金相談日が「毎月第2, 第4木曜日」となる予定です。日常の業務が徐々に忙しくなってきておりましたので、少しはご迷惑をお掛けする回数も減るかなと思っております。今月の年金相談日は6,13, 27日です。ご迷惑をお掛けしますが、よろしくお願ひいたします。



詳しくは当事務所までお気軽にお問合せ下さい

えとう社会保険労務士・行政書士事務所

田村市船引町東部台三丁目43番地 ☎ 0247-82-6265
<https://www.eto-srgs.com/> Mail : info@eto-srgs.com